

答申第 548 号

平成 22 年 12 月 6 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出 彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部 政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 22 年 5 月 26 日付けで諮問された県立高等学校に係る事故報告書等一部非公開の件（諮問第 606 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として、特定の県立高等学校に係る事故報告書等を特定し諾否決定したことは、妥当である。

## 2 不服申立てに至る経緯

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例第9条の規定に基づき、平成22年1月22日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、各県立高等学校の定期試験問題等の誤り等に関して、教育委員会が収受した事故報告書及び添付資料（平成22年度を含む過去5年度分）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、平成22年3月18日付けで、特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）の定期試験問題の誤りに係る事故報告書及び添付資料（以下「本件行政文書」と総称する。）を本件請求の対象となる行政文書として特定した上で、本件行政文書の一部を公開する決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 不服申立人は、本件行政文書のほかに、公開されていない行政文書が存在するはずであるとして、平成22年5月10日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるといふ趣旨の不服申立てを行った。

## 3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

### (1) 本件請求について

本件請求の対象となる行政文書は、神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則（以下「本件規則」という。）第34条に基づき提出された、神奈川県立高等学校の管理運用に関する規則の運用について（以下「本件運用」という。）第13号様式による事故報告書及び添付資料（以下「事故報告書等」と総称する。）並びにてん末書、状況報告書といった事故報告書等に類する行政文書である。

### (2) 不服申立ての理由について

ア 本件行政文書のうち「事故に係る職員」として記載されている職員は、本件高校の校長であると推察されるが、最高責任者である校長が、自らを「事故に係る職員」として報告を行うことは不自然である。事故に係る職員名の一覧等、意図的に隠蔽された添付文書が存在するものと考えられる。

イ 不服申立人が本件高校に対して別途行った行政文書公開請求により公開された行政文書と、本件行政文書ではフォントが異なっており、本件高校が公開した行政文書の枚数が変更されるなど、本件行政文書の信ぴょう性に疑いがある。

#### 4 実施機関（教育局教職員部調査免許課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

##### （1）本件処分に係る経緯について

ア 本件請求に対しては、当初、高校教育課（平成22年度より高校教育指導課。以下「指導担当課」という。）が、平成22年1月29日付けで、本件請求に係る行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定（以下「別件処分」という。）を行った。

イ 別件処分の後、本件請求に係る行政文書について、指導担当課から行政課（平成22年度より調査免許課。以下「考査担当課」という。）に照会があり、確認したところ、本件高校から本件行政文書が提出されていたことから、考査担当課において本件処分を行った。

##### （2）事故報告書について

事故報告書とは、本件規則第 34 条に基づき、校長から提出される文書である。事故報告書の記載内容は、本件運用により、事故の種類、発生経過、発生後の措置、校長の意見等を記載し、必要があれば資料を添付することが定められている。

##### （3）本件行政文書について

ア 本件行政文書のほかに、定期試験問題の誤りに係る事故報告書等は収受していない。また、事故報告書等に類する文書も存在しない。

イ 本件高校の定期試験問題の誤りに関する事案について、試験問題を作

成した職員に関する文書等の提出を求めたことはなく、当該事案に係る職員名一覧といった文書は収受していない。

ウ 本件高校が公開した行政文書と、本件行政文書のフォントが異なっている点については、複写機の不具合によるものである。また、本件高校が公開した行政文書の枚数が変更された点については、本件高校が誤って決定通知書等の面数を含めていたことによるものである。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

### (2) 不服申立ての対象について

不服申立人は、本件行政文書のほかに、定期試験問題等の誤り等に関して、本件高校から提出された添付文書（以下「本件添付文書」という。）が存在するはずであるとして、その公開を求めているものと認められる。

したがって、当審査会としては、本件添付文書の存否について、以下、検討する。

### (3) 本件添付文書の存否について

ア 実施機関は、本件高校の定期試験問題の誤りに関して、試験問題を作成した職員に関する文書等の提出は求めていること等から、本件添付文書は存在しないと説明している。

これに対し不服申立人は、本件高校が公開した行政文書と本件行政文書のフォントが異なっている等、本件行政文書の信ぴょう性に疑いがあること等から、本件添付文書は存在するはずであると主張している。

イ 当審査会において本件行政文書を確認したところ、本件添付文書が存在することをうかがわせるような記載は見受けられない。

また、実施機関は、本件高校に対して試験問題を作成した職員に関する文書等の提出を求めたことはなく、本件添付文書は収受していない旨説明しており、不服申立人による、本件行政文書の信ぴょう性に疑いが

あるといった主張を考慮しても、実施機関の説明を覆すに足りる特段の事情は認められない。

ウ したがって、本件添付文書は存在しないとの実施機関の説明に不合理な点は認められず、実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定し諾否の決定を行ったことは、妥当であると判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 5 月 27日	○ 諮問受理
5 月 31日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 10日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 15日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
7 月 1 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
9 月 14日 (第100回部会)	○ 審議
9 月 28日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
10月 13日 (第101回部会)	○ 審議
11月 9 日 (第102回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	
沢 藤 達 夫	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
辻 山 栄 子	早 稲 田 大 学 教 授	
東 玲 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成22年12月6日現在) (五十音順)